フランス民法典の条文番号

弁護士・慶應義塾大学名誉教授 金山 直樹

フランス民法典は、章ごとに審議・採択され、各々単独の法律として成立していく。各章の条文には、それぞれ「1」からから始まる番号が付されている。ところが、「人」に関する民法典第1編の各章の採択が1803年3月に終了すると、第1編全体を通し番号の条文で引用する教科書が登場する。当時は、民法典の暫定版が存在したとされ(⑫ t. 5, 1804, p. i)、事実、第1編(全)および第3編(398条[公布1100条]まで)につき、編ごとに通し番号を付した条文を収録する版が残されている(Code civil du peuple français, 2° éd., revue sur le Bulletin des Lois, et augmentée des lois supplémentaires, Paris, an XI, 1803)。教科書はこの版に依拠したのかもしれない。

その後も民法典審議は続くが、終盤に差し掛かった頃、まず、(a)成年者につき、婚姻に際して父母に対して敬意に満ちた書面によって助言を求める義務を定める規定(151条)につき、その具体的な内容・方法を明確化するために、国務院において二つの草案が提出されて審議が始まる(1804年2月11日)。護民院との非公式協議を経て6箇条から成る法案が確定し(23日)、立法院に提案され(3月8日)、可決される(12日)。さらに、(b)土地定期金に関する規定を民法典中に置くべきだとする議論が始まる(3月6日)。

ほぼ同時に、審議の終了を見越して、章ごとに成立した法律を一つの法典として完成させるため、「施行法」の審議が始まる(3月8日)。国務院に草案が提出され(10日)、護民院との非公式協議を経て確定した最終法案(17日)が立法院に提案され(20日)、「民事に関する各法律をフランス人の民法典の名称の下に単一の法体系に統合する法律」として可決され(21日)、ここに『フランス人の民法典』が公布される(31日)。

施行法は、民法典が対象とする事柄につき旧来の法源(ローマ法・慣習法等)の効力を否定することによって(7条)、フランス法の統一を達成し、〈法典という近代〉の範型を示した点に、歴史上、最大の功績がある。だが、ここで注目すべきは、(a)および(b)に関する規定を盛り込んだ結果、民法典の条文番号にズレが生じたことである。

実際、施行法は、まず、(a)につき、151条の後に152条~157条として、すでに成立した6箇条を挿入する(2条)。その結果、元152条以下の条文は、公布版では、その番号が「6」づつ加算される。次に、(b)につき、元523条(=公布529条)の後に、新たに530条として1箇条を追加する(3条)。その結果、元524条以下は、「6+1=7」づつ加算される。以上を受けて、第2編までの「新旧条文番号対照表」を収める教科書も現れる(⑫ t. 5, p. viii-xiv)。もっとも、第2編に関しては、教科書の公刊時期もあってか、条文番号の齟齬はまず見られない。いわんや、第3編にまで、施行法の余波が及ぶことはない。

【元条文を引用する教科書およびその該当巻】

- ① Bousquet, t. 1 ·····p. 626 s. に条文番号変更に関する説明がある。
- ② Riffé-Caubray et Delaporte, t. 3-4……t. 5の冒頭に、条文番号変更についての解説ならびに対照表が収録されている。
- (b) [DUMONT DE SAINTE-CROIX, Charles-Henri-Frédéric.] Code civil, contenant la série des lois qui le composent, avec leurs motifs, Paris, an XI-XII, 1803-1804, 3 vols, t. 1.
- ⑰ Code civil, avec des notes explicatives, rédigées par des jurisconsultes qui ont concouru à la confection du code, Paris, an XI=1803-1808, 9 vols, t. 1……t. 2 の冒頭で条文番号変更に触れている。